

農薬安全防除マニュアル

目 次

- 1 農薬安全防除マニュアル利用の目的
- 2 農薬安全防除マニュアル利用上の注意事項
- 3 農薬安全使用の点検
 - (1) 農薬安全使用点検リスト
 - (2) 農薬中毒の応急措置
- 4 登録農薬の検索方法
- 5 無人航空機による農薬等の空中散布に関する情報

1 農薬安全防除マニュアル利用の目的

この農薬安全防除マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、農薬使用による危害防止などについて、これまでの知見等をもとに基本的な内容を取りまとめたものである。

病虫害・雑草の発生様相や環境条件に対応した適切な農薬の安全使用対策を講じ、農薬使用量削減や低毒性農薬使用のために役立たせることを目的とする。

このため、次の事項を遵守する。

- (1) 病虫害・雑草の防除には、耕種的防除を組み入れ、できる限り農薬を使用しない方法を優先する。
- (2) 病虫害・雑草診断マップや予察灯などの調査結果に基づいた的確な防除を行い、農薬使用量の削減に努める。
- (3) 農薬の使用方法や危害防止対策など環境への影響を配慮した総合的な管理計画（防除計画等）を策定する。
- (4) 使用する農薬の特性や環境条件を十分考慮し、適切に防除できるものを選択する。
- (5) 農薬の散布に当たっては、農薬安全使用についての点検リストを活用し、農薬による危害防止に努める。

2 農薬安全防除マニュアル利用上の注意事項

○農薬安全使用の点検

農薬の散布作業に当たって、点検しなければならない基本的な注意事項や事故発生時の対応内容を示した。

農薬使用管理責任者は、農薬散布を行う場合には、必ず点検する。

また、農薬関係法令（農薬取締法や毒物及び劇物取締法など）を遵守して、細心の注意を払い、農薬を取り扱う。

○耕種的防除による減農薬管理

農薬による防除に偏ることなく、耕種的な防除方法を組み入れて総合的な病虫害・雑草の防除方法を行う。

○発生予察による適正散布

病虫害・雑草診断マップなどで正確に病虫害・雑草の発生状況を把握し必要最小限の防除活動を行う。

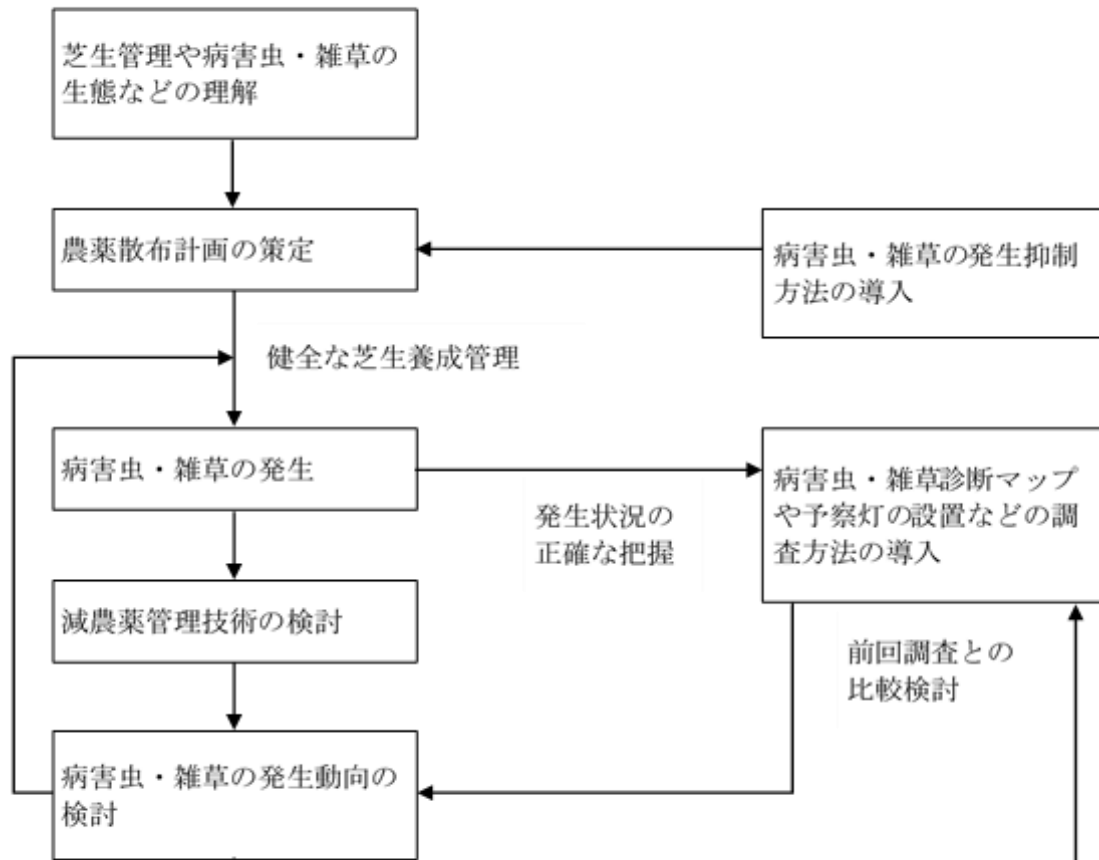
○安全防除技術

耕種的な防除やできる限り農薬を使わない方法により病虫害・雑草の発生を防除することが先決であるが、やむを得ず農薬を散布する場合は、診断マップなどで蓄積したデータをもとに、低毒性で、より効果的な薬剤を選択する。

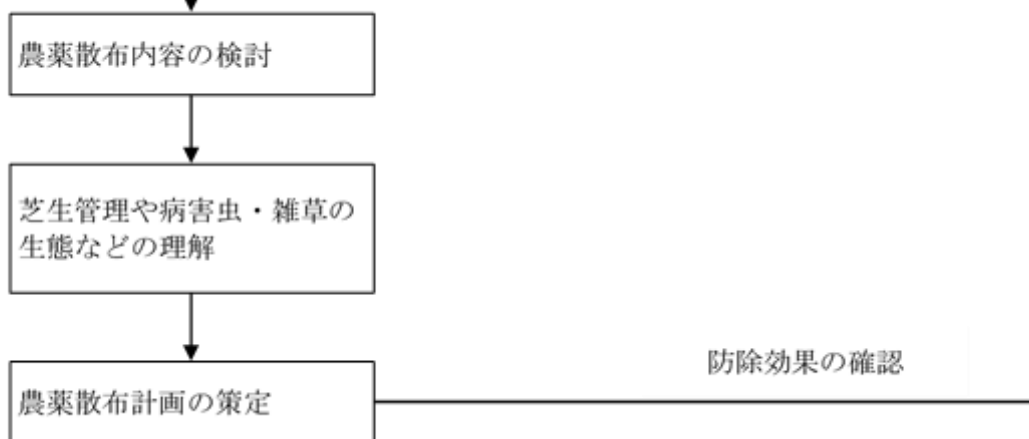
○病虫害・雑草の安全防除の進め方

マニュアルの活用の仕方を図示すると次のようになる。

<減農薬管理>



<周辺環境保全>



3 農薬安全使用の点検

農薬は、決められた使用方法や使用上の注意事項を守らなければ思わぬ事故につながるものである（農薬の使用方法が変更になっている等）。

使い慣れた農薬や日頃行う散布作業でも、慣れからおこる不注意で事故が起こる。

(1) 農薬安全使用点検リスト

農薬使用管理責任者は、農薬の安全かつ適正な取り扱いが行われるよう、次の点検項目を必ず確認する。

農薬安全使用点検リスト（ 年 月 日） 確認者（ ）

○農薬散布作業者に対する点検

	点 検 項 目	記 入 欄
散布作業に先だつての注意	使用する農薬は登録（番号）がありますか。	
	有効期限切れの近いものから使用していますか。	
	農薬の選択は低毒性で効果の高いものですか。	
	農薬容器の表示事項は読みましたか。	
	保護衣・保護具などの準備をしましたか。	
	防除機具の点検整備はしましたか。	
散布作業に当たつての注意	健康状態はどうですか。	
	農薬使用量、濃度などは間違いありませんか。	
	発生面積などを考慮し、必要最小限の散布液量ですか。	
	散布作業の時間帯は適切ですか。	
	散布作業内容に無理はありませんか。	
	強風・降雨など気象条件は心配ありませんか。	
散布作業を終えての注意	作業中の喫煙・飲食などをしないよう心掛けていますか。	
	残った農薬の処分方法は適切ですか。	
	残った散布液や防除器具の洗浄液の処分方法は適切ですか。	
	農薬の空容器の処分方法は適切ですか。	
	農薬散布作業後に身体を洗いましたか。	
	身体に異常を感じませんか。	
	作業当日、飲酒などを控えるよう心掛けていますか。	
農薬使用状況を農薬使用管理記録簿に記帳しましたか。		

(2) 農薬中毒の応急措置

農薬は、使用方法を誤ると思わぬ事故につながるので、農薬容器のラベルに書かれている表示事項を守ることが重要である。

万一、農薬による中毒を起こした時は、直ちに作業を中止するとともに、手遅れにならないよう病院に搬送するまで（救急要請した場合は救急車が到着するまで）の応急措置に心がけ、到着後は医師（又は救急隊員）の指示に従うとともに、中毒原因の農薬容器やラベルを見せ、正しい手当をうけさせることが重要である。

大阪中毒110番 TEL (072) - 727-2499
(24時間)

つくば中毒110番 TEL (029) - 852-9999
(9時～21時)

4 登録農薬の検索方法

登録農薬の確認については以下のサイトで検索することができる。

農林水産省の農薬登録情報提供システム（URL：https://pesticide.maff.go.jp/）のサイト上で「農薬名」や「作物名」、「病害虫」、「有効成分」など項目から農薬を検索することができる。

The screenshot displays the homepage of the Pesticide Registration Information System. At the top left, the title "農薬登録情報提供システム" is visible. On the top right, there are options for text size change (小, 中, 大) and a link to the manual (マニュアルを見る). Below the header is a navigation bar with buttons for "TOP", "農薬名で探す", "作物名で探す", "病害虫で探す", "様々な項目から探す", and "有効成分で探す". A green banner below the navigation bar repeats the title "農薬登録情報提供システム". The main content area features a introductory sentence: "本システムは、農薬登録の情報を検索するためのシステムです。" Below this, there are two columns of search options. The left column, titled "農薬登録情報", contains three buttons: "農薬名で探す" (with a spray bottle icon), "作物名で探す" (with a leaf icon), and "病害虫で探す" (with an insect icon). The right column, titled "有効成分情報", contains one button: "有効成分で探す" (with a chemical structure icon). At the bottom of the search options, there is a button labeled "様々な項目から探す" with a magnifying glass icon.

5 無人航空機による農薬等の空中散布に関する情報

近年、無人ヘリコプターに加え、ドローン（マルチコプター）による農薬散布が増加している。これらドローン等を飛行させるには、航空法による許可・承認申請が必要となっている。また、短時間で農薬を散布することができる一方で、高濃度の農薬を使用することからドリフト等に細心の注意を払う必要がある。

これらに関する情報は、農林水産省及び国土交通省、環境省のウェブページで確認することができる。

(1) 航空安全に関するルール

無人航空機による農薬等の空中散布については、航空法に基づき、事前に国土交通大臣へ許可・承認の申請を行うことが必要となっている。

- ・航空法における無人航空機の一般的な飛行ルールについて（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html
- ・無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請手続きについて（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html

(2) 農薬の安全使用に関するルール

無人ヘリコプター及び無人マルチローター（ドローン）による農薬の空中散布を行う者が、安全かつ適正な農薬使用を行うための目安が以下のガイドラインにより示されている。

- ・無人ヘリコプターによる農薬の空中散布ガイドライン
（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知）
- ・無人マルチローターによる農薬の空中散布ガイドライン
（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知）

※これらは、無人航空機による農薬等の空中散布に関する情報（農林水産省）のウェブページから入手することができる。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120507_heri_mujin.html

(3) ドローンで使用可能な農薬

ドローンで使用可能な農薬は、以下の農林水産省のウェブページから確認することができる。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/nouyaku.html>